

組合員の皆様

2014年2月3日

2014/2015 保険年度の保険更改について

保険更改につきまして、最新情報をご案内します。

1 P&I、オフショア、ディフェンス各ルールの改定

2013年11月13日付回覧および2013年12月号Standard Bulletinでお知らせしました改定案が、2014年1月21日開催のメンバー会議で承認されました。

2 2014/2015保険年度のでん補限度額

Owners' Entry については、これまで通りオールリスクてん補となり、油濁、船客、船員を除き、オーバースピル・クレーム・ルールの規定を限度とします。

油濁リスクに対するてん補限度額は、一出来事あたり10億ドルです。船客および船員に関するクレームのてん補限度額は一出来事あたり総額30億ドルで、その内、船客のみに関するクレームについては、一船舶一出来事あたり20億ドルです。この限度額に関する正確な文言についてはクラブ・ルールをご参照ください。

追加の標準外リスクに対するてん補額は、管理者が同意し、かつ加入証明書に記載された金額が引き続き上限となります。

Charterers' Entry については、"joint entrants" / "co-assureds" 名義の用船者で、コンソーシアム契約のもとで発生した組合員の責任に対するてん補は、P&I と船舶への損害リスクに関して、加入証明書に別段の表記がない限り、連帯した単一の上限が3億5000万ドルです。

.. / ...

3 免責金額

理事会は、下記の標準免責額を承認しました。これは、他の合意がない場合に適用されます。

- **P&Iクラス：** すべてのクレームについて一出来事につき12,000ドル
- **ディフェンスクラス：** 各クレームの25%。最低免責金額は10,000ドル
- **ロンドンクラス：** すべてのクレームについて一出来事につき1,400ユーロ

4 米国へ持続性重質油を輸送するタンカーの米国航海割増保険料

2014/2015保険年度には、米国航海割増保険料の支払いはありません。

5 戦争危険

標準カバーの場合の戦争・テロ危険特別担保は、これまで同様、5億ドルが限度額です。追加カバーの場合の戦争・テロ危険担保は、引き続き、クラブが具体的に同意して加入証明書に記載された金額、または1億ドルのうち、いずれか低い方が限度額です。船主の生化学リスク担保は、引き続き3,000万ドルが限度額です。

6 米国のテロ危険

理事会の決議により、2007年米国テロリズム危険保険再承認法（US Terrorism Risk Insurance Program Reauthorization Act 2007）で定義されるテロ行為に対するカバーは、現行の条件と限度額で利用することができます。同法は当クラブ加入船舶にはほとんど適用されませんが、適格船舶の場合、1加入トン当たり0.25セントの保険料が、テロ危険に割り当てられているとみなされ、保険料の中に加味されることとなります。同法の条項に基づき米国政府は、保険を提供する保険会社が支払った法定免責金額を上回るテロリズム損失でん補金について、その一定割合を支払います。

改正後の同法は、米国政府による損害補償にトリガー（補償の適用条件）も定めています。すなわち、保険者は、テロと認定された行為から生じた保険業界全体の総保険損失額が一定の損失額つまりトリガー金額（現行1億ドル）を上回らない限り、政府による損害補償を受けることができません。さらに、総保険損失額が同法の有効期間中に1,000億ドルを上回った場合、政府は1,000億ドルを超える部分の損失額について一切支払わないものとし、いかなる保険者も、免責適用後の1,000億ドルを超える部分について支払い責任を負わないものとします。

7 ブルーカード

クラブは、CLC条約（International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage）、バンカー条約（Bunkers Convention）、船客に対する賠償責任に関するEU規則（EU Passenger Liability Regulation）に関して、来る保険年度の加入船舶にブルーカードを発行します。組合員が当クラブまたは国際グループに所属する別のクラブと契約更改する旨の書面による保証状を提出した場合には、更改条件の合意に先立ってブルーカードが発行されます。

8 保険料および解除保険料

理事会は、2014年1月21日の会議でクラブの財政状態を検討しました。P&I、ディフェンス、ロンドン各クラスの勘定未閉鎖保険年度について追加保険料の必要はない見通しです。

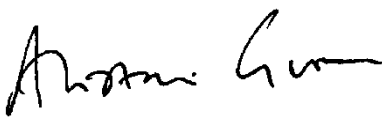
P&Iとディフェンス両クラスの解除保険料について、2011/2012保険年度は年間保険料の3.5%、2012/2013保険年度は同4.5%、2013/2014保険年度は同14%で変わることなく確定しました。2014/2015保険年度へ保険更改する組合員の解除保険料は、予定保険料の14%になる予定です。

ロンドンクラスの解除保険料について、2011/2012保険年度は予定保険料の3.5%、2012/2013保険年度は同4.5%、2013/2014保険年度は同10%で確定しました。2014/2015保険年度へ保険更改する組合員の解除保険料は、予定保険料の0%になる予定です。

9 未払いの保険料

保険更改には、2014年2月20日時点でクラブへの保険料の未払いがないことが条件となります。未払いがあった場合、更なる通知をすることなく、2014年2月20日から未収保険料が支払われるまで保険カバーは停止します。また組合員がブローカーを選任する場合、ブローカーはあくまでも組合員の代理人です。従って、ブローカーへの保険料支払いは、クラブへの支払いとはみなされません。保険料がクラブに支払われるよう手配するのは、組合員の責任となります。

以上



Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)